

外国にルーツを持つ児童生徒に対する  
初期適応と日本語学習の支援への提言  
—ロンドンの在留邦人にかかる事例調査から—

はじめに

本稿は、令和4年度海外事務所研修において実施したロンドンの在留邦人の教育にかかる事例調査を参考として、外国にルーツを持つ児童生徒に対する初期適応支援と日本語学習支援について提言を行うものである。

令和3年度に、ある国際交流協会の日本語教室を見学したとき、新型コロナウイルスの影響で急遽外国から帰国したが、日本語を十分に理解できずに教室に通っている日本人の児童に出会った。日本に住む外国人児童生徒が抱える問題の1つとして、家庭内外で使用する言語が異なるなどの理由から、どちらの言語も十分に発達しない「ダブルリミテッド」の問題が挙げられるが、これは日本人の帰国子女にも起こりうる問題なのだと認識を改めるきっかけになった。

また、学校で勉強するための「学習言語能力」は、日常生活で使用する「生活言語能力」よりも獲得が難しいといわれ、たとえ流暢に話せたとしても、教科学習においては、その違いを前提にした支援が必要である。さらに、そのような困難を抱えた子供には、学習支援に加えて、心理的なサポートも欠かせないといえる。

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査<sup>1</sup>によると、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（外国籍・日本国籍）は58,307人（令和3年5月1日現在）で、前回の調査時（平成30年）から7,181人（14.0%）増加した。今後、国が外国人材の受入れを推進するのであれば、外国人労働者の子供の言語保障や学ぶ権利の保障、心理的なサポートにかかる施策の推進も不可欠である。

これらの動機から、日本における外国にルーツを持つ児童生徒に対する初期適応支援や日本語学習支援への参考資料とすることを目的として、「外国人」としてのロンドンの在留邦人の教育にかかる事例を調査した。調査では、英国前田学園フィンチリー校、ロンドン日本人学校、ロンドン補習授業校、International School of Londonを訪問のうえ、聞き取りを行った。

## 目 次

第1章 日本に在留外国人と在外邦人の概況.....	1
第1節 在留外国人及び在外邦人の概況.....	1
1 日本に在留外国人.....	1
2 在外邦人.....	1
3 英国及びロンドンの在留邦人.....	1
第2節 外国にルーツを持つ児童生徒の概況.....	2
1 就学.....	2
2 日本語指導等.....	2
3 国の施策.....	3
第2章 ロンドンの在外邦人にかかる事例調査の報告.....	5
第1節 英国前田学園.....	5
1 全日制に通う子供や家庭について.....	5
2 初期適応支援.....	5
3 日本の保育と英国の保育の融合.....	6
4 現地校交流.....	7
5 多様性理解の保育.....	7
6 土曜幼児教室.....	8
第2節 ロンドン日本人学校.....	8
1 児童生徒について.....	8
2 教職員について.....	9
3 初期適応支援.....	9
4 教育の特色.....	10
第3節 ロンドン補習授業校.....	12
1 児童生徒について.....	12
2 入学時の試験に関連して.....	13
3 子供の学習のモチベーション.....	13
4 家庭（保護者）の役割.....	14
5 帰国する児童生徒の日本での受け入れ.....	14
第4節 International School of London.....	14
1 母語プログラム.....	15
2 日本人児童生徒について.....	16
3 初期適応支援.....	17
4 多文化共生意識の醸成.....	18

5 保護者（家庭）との関わり .....	19
第3章 外国にルーツを持つ児童生徒にかかる今後の展望.....	20
第1節 初期適応支援.....	20
1 帰国子女への支援.....	20
2 外国人児童生徒への支援.....	20
第2節 日本語学習支援.....	21
第3節 支援にかかる課題 .....	22
1 多文化共生意識の醸成.....	22
2 支援体制の整備.....	23
おわりに .....	25
参考資料 .....	26

## 第1章 日本の在留外国人と在外邦人の概況

### 第1節 在留外国人及び在外邦人の概況

#### 1 日本の在留外国人

調査内容の報告にあたって、まずは日本の在留外国人の概況を確認したい。

在留外国人統計によると、令和4年6月末の在留外国人数は296万1,969人で、統計開始以来、最多となった。令和3年末に比べても20万1,334人(7.3%)増加しており、今後も増加することが予想される。

また、都道府県別では、東京都が56万6,525人で全国の約19.1%を占め、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続く。これら5都府県の令和3年末からの増加率は4.4%から6.7%であり、全体の増加率が7.3%であることと照らし合わせても、在留外国人が多い地域だけではなく、全国的に増加していることが読み取れる。

#### 2 在外邦人

次に、日本の領土外に在留する日本人(以下「在外邦人」という。)の概況を確認する。

海外在留邦人数調査統計<sup>ii</sup>によると、令和3年10月1日現在、在外邦人の総数は、134万4,900人と推計されている。このうち、海外での生活は一時的なもので、いずれ日本に帰国するつもり「長期滞在者」は80万7,238人(全体の約6割)、当該在留国等から永住権を認められており、生活の拠点を海外へ移した「永住者」は53万7,662人(全体の約4割)である。

地域別では、北米が50万786人(約37.2%)、アジアが39万5,749人(約29.4%)、西欧が21万3,310人(約15.9%)と続き、これら3地域で全体の約82.5%を占める。国別では、米国、中国、オーストラリア、タイ、カナダ、英国、ブラジル、ドイツ、韓国、フランスの順で多く、これら10か国で全体の約75.6%を占める。都市別では、ロサンゼルス都市圏、バンコク、ニューヨーク都市圏、上海、シンガポール、大ロンドン市、シドニー都市圏、バンクーバー都市圏、香港、ホノルルの順で在留者が多く、これら10都市(圏)で全体の約28.0%を占めている。

#### 3 英国及びロンドンの在留邦人

事例調査を行った英国及びロンドンの在留邦人に焦点を絞ると、英国には63,653人の日本人が在留しており、国別では6番目に多い(令和3年10月1日現在)。そのうち、38,038人(約6割)が長期滞在者、25,615人(約4割)が永住者である。ロンドンには、うち32,371人(全体の約5割)が在留しており、都市(圏)別でも6番目に在留邦人が多い。

The Migration Observatory<sup>iii</sup>によると、2021年(令和3年)、英国外で生まれた人の人口は、英国の総人口の14.4%(約950万人)を占める。特にロンドンは、人口約879万7千人のうち、約4割に値する334万6千人が、外国人である。

## 第2節 外国にルーツを持つ児童生徒の概況

### 1 就学

外国人の子供の就学状況等調査<sup>iv</sup>によると、学齢相当の外国人の子供は、全国に小学校相当が 93,474 人、中学校相当が 39,836 人で合計 133,310 人いる（令和3年5月1日現在）。また、市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況は表のとおりで、不就学の可能性がある子供（③+⑤+⑥）は 10,046 人にのぼる。

表1 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況（令和3年度）

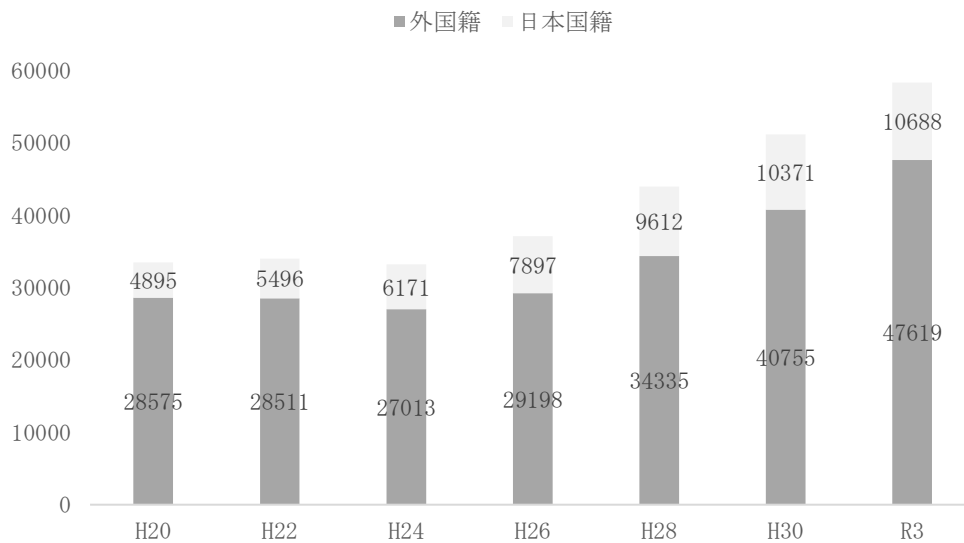
	就学		不就学 ③	転居・出 国（予定 含む） ④	状況把握 できず ⑤	①～⑤ 計	住民基本 台帳の人数との差 ⑥
	義務教育 諸学校	外国人 学校					
	①	②					
小学校 相当	79,720	5,260	430	2,244	5,826	93,030	444
構成比	85.2	5.7	0.5	2.4	6.3	100.0	
中学校 相当	32,878	2,662	219	950	2,771	39,480	356
構成比	83.3	6.7	0.6	2.4	7.0	100.0	
合計	112,148	7,922	649	3,194	8,597	132,510	800
構成比	84.6	6.0	0.5	2.4	6.5	100.0	

出典：文部科学省 外国人の子供の就学状況等調査

### 2 日本語指導等

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）によると、全国の公立の小学校、中学校、高等学校等において、日本語で日常会話が十分にできない、もしくは、日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒は 58,307 人で、平成30年度調査から 7,181 人増加（14.0%増）した。

図1 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（外国籍・日本国籍）の推移



出典：文部科学省 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査

調査結果からは、日本語指導が必要な児童生徒の増加とともに、学校における支援が広がっていることがわかる。学校で「特別の教育課程」による日本語指導や教科の補習等、在籍学級や放課後を含めて何らかの日本語指導等を受けている児童生徒は、外国籍は 43,332 人（91.0%）で、平成 30 年度調査から 10,914 人（11.5 ポイント）増え、日本国籍は 9,419 人（88.1%）で 1,700 人（13.7 ポイント）増えている。一方で、5,000 人を超える児童生徒が指導等を受けられていないこともわかる。

### 3 国の施策

国は、外国人児童生徒等を受け入れる学校における支援の充実を図るため、日本語指導を行う教員の加配措置、外国人児童生徒の日本語指導や外国人児童生徒を受け入れた場合の学校運営等に関する教材や教員用指導資料の発行、教科指導等を通じて外国人児童生徒の学習言語能力の育成を目指す「JSL カリキュラム」の開発等に取り組んできた。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数が全国的に増加傾向にあるなかで、外国人児童生徒の初期適応や日本語学習の支援の充実にあたっては、支援にあたる人材の育成及び地域間格差の解消、学校における受け入れ体制の整備、支援のため体系的なガイドライン等の作成が課題だと考えられる。平成 31 年 3 月には「外国人児童生徒受入れの手引き」が改正され、令和 2 年から日本語教師の資格制度の整備にかかる検討が始まった他、直近では表に挙げるような施策が講じられているところである。

表2 帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1 指導体制の充実・確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度化</li> <li>・義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒 18 人に 1 人）</li> <li>・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」による施策の推進</li> </ul>
2 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（独）教職員支援機構における指導者養成研修</li> <li>・外国人児童生徒等教育の担い手養成のための「モデルプログラム」の開発</li> <li>・外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣</li> <li>・「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営</li> <li>・日本語指導を担当する教員・支援者向けの研修動画の制作及び公開</li> </ul>
3 就学状況の把握、就学の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「定住外国人の子供の就学促進事業」による就学状況・進学状況調査の推進</li> <li>・学齢簿における外国人の子供の就学状況の把握、個別の就学勧奨等の推進</li> <li>・外国人の子供・保護者向けの日本の学校生活にかかる紹介動画の制作及び公開</li> <li>・夜間中学の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）</li> </ul>
4 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」による施策の推進</li> <li>・高等学校における日本語指導を推進するための検討及び日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料の開発</li> </ul>
5 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方にかかる調査研究</li> <li>・「幼稚園の就園ガイド」及び「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」の作成</li> </ul>

出典：外国人との共生社会の実現のための有識者会議（第3回）資料  
外国人児童生徒等に関する文部科学省の取組について<sup>v</sup> から筆者作成



## 第2章 ロンドンの在外邦人にかかる事例調査の報告

本章では、事例調査の結果について報告する。調査は、帰国子女を含む外国にルーツを持つ児童生徒に対する支援の参考とすることを目的に、ロンドンの在外邦人の教育や、学習・初期適応の支援、心理的なサポートに主眼を置いて行った。

英国前田学園、ロンドン日本人学校、ロンドン補習授業校、International School of London を令和4年11月7日から11月22日にかけて訪問し、聞き取りを行った。

### 第1節 英国前田学園

はじめに、英国前田学園への取材について報告する。

英国前田学園は、在外邦人子女の保育を目的に、英国教育省認可の全日制の私立幼稚園として、1993年に開園した日系の幼稚園である。フィンチリー校とアクトン校の2校があり、日本の幼稚園教育要領と英国のOfsted（教育水準の監査機関）の方針に沿って、日本の保育と英国の保育を融合した教育を進めている。

取材ではフィンチリー校を訪問し、加藤康祐事務局長に聞き取りを行った。



英国前田学園フィンチリー校の校舎

#### 1 全日制に通う子供や家庭について

日本の幼稚園教育要領に沿っていることから、日本への帰国予定があり、日本の教育を途切れさせずに受けさせること、帰国後もすぐに適応できるようにすることを両親が希望して、子供を入園させている。両親とも日本人で、駐在2年から3年英国に滞在して帰国する家庭が多い。入園式、卒園式は日本と同じ時期に行っているが、4月に入園し、3月に卒園する園児はほとんどおらず、在園の期間（入園・退園）は非常に流動的である。日本人学校に進学するか、日本に帰国するかのどちらかがほとんどで、ロンドン日本人学校の生徒の半数以上は英国前田学園の卒園生だという。

#### 2 初期適応支援

取材前は、幼い子供は、外国の慣れない環境に戸惑ったり、適応に課題を抱えたりするの

ではないかと想像していた。しかし、聞き取りの結果、その認識にはバイアスがかかっていたことがわかった。

加藤事務局長の言葉を借りると、「ここ（園内）は『外国』ではない」。園内は、日本人の先生が日本語で話し、日本人の友達がいる、いわば日本と同じ環境であり、「英国だから」「外国だから」という理由で戸惑うということはないという。もちろん「新しい環境」に慣れてもらう必要はあり、そのための支援はなされるが、「外国の」慣れない環境への適応という意味で特別に支援することはない。これは、ロンドン日本人学校の取材においても、同様の回答を得ることができた。

一方、子供の卒園後（退園後）に関する支援については、課題がうかがえた。日本人学校に進学する子供は、その成長記録を学校と共有する。しかし、1人ひとりについて丁寧な引き継ぎができるわけではない。また、英国前田学園も日本人学校も先生の任期が短く、入れ替わりが多いため、特に先生の異動があると申し送りが難しいという。英国前田学園では、先生の任期は3年または5年が多く、運営に長期継続的に携わっているのは、園長、加藤事務局長だけである。

### 3 日本の保育と英国の保育の融合

英国前田学園の保育のほとんどは日本の要領に基づいているが、英語教育に力を入れている他、英国の保育の要素を取り入れている。

英語教育については、現地でネイティブの先生を採用している。英国教育省のカリキュラムに則っているが、日本人向けに、母国語としてではなく、第2言語として教えられるよう工夫している。取材に訪れたときは、フラッシュカードを使って教えている様子や、教室の掲示物の多くが英語で作られているのを見学できた。英語の先生は日本語がわからないため、どのように教えるかなどは、英語でやりとりして決めているという。



英語で作られた掲示物 教室の様子

英語の保育の要素は、例えば、英国の「Understanding the World」の領域が日本の「環境」の領域と重なるというように、表現が異なっているだけで内容が重なる部分の取り組みを取り入れているという。具体的には、現地校の幼稚園との交流会を行ったり、月に1回、外国の文化に触れる日を設けたりしている。例えば「スペインデー」では、ピカソの絵の塗り絵

をした。

表3 日本と英国の幼稚園教育要領の領域

日本	英国
(1) 健康	(1) Communication and language
(2) 人間関係	(2) Physical development
(3) 環境	(3) Personal, social, and emotional development
(4) 言葉	(4) Literacy
(5) 表現	(5) Mathematics
	(6) Understanding the world
	(7) Expressive arts and design

出典：文部科学省 平成29年告示 幼稚園教育要領

英国教育省 Areas of learning— Guidance for people who work in early years<sup>vi</sup>

#### 4 現地校交流

現地校との交流会では、和太鼓の演奏など日本の文化を紹介したり、言語でのコミュニケーションがあまり必要ないゲームをしたり、それぞれが自由に遊んだりしているという。英語を話せない子供がほとんどで、やはりすぐには現地校生と交流しようとはしない。先生から「あっちに行つてごらん」などと言って交流を促しているが、強いるものでもないと考えており、自然に任せている。現地校生もこちらが英語を話せないことは理解しているが、子供だから、丁寧に説明したりするわけではない。したがって、交流会で子供が活発に交流できているか、成果を問われると難しいという。

一方、現地校同士でも「Understanding the World」の取り組みとして交流会を行っているが、文化的な背景が異なっても、言語が共通しているため活発に交流できると聞くという。このような交流の場面では、文化の違いより言語の違いが大きな壁になるようだ。

#### 5 多様性理解の保育

具体的な取り組みの例として、コロナ禍前に実施していた「カレーパーティー」が挙げられた。米やじゃがいもを複数種類買い、比べてみてどう違うのか、カレーを複数種類（日本のカレー、インドカレー、タイカレー）作り、食べ比べてみてどう違うのか、そのようなことも「多様性」であるとの考えのもと、実施していたものだという。加藤事務局長は、子供の多様性理解の教育について、次のように述べていた。

子供が、ものにはいろいろな種類があり、それぞれに特性があるということを感じ取ってくれたらいい。それが人の多様性を認めることにもつながっていくのではないかと。「Understanding the World」は、自分が見ている以外の世界を見るということ。自分が見ている以外の世界に対して、子供に好き嫌いはあるが、

好き嫌いを判断する機会を与えるのが教育の役割だと考える。一方で、学校で教えるだけ、教育の取り組みを充実させるだけでは十分ではない。家庭の役割も重要だし、社会全体で教える必要がある。

## 6 土曜幼児教室

英国前田学園では、平日に現地校に通っている子供のための日本語学習の場として「土曜幼児教室」を開いている。先生は全日制と同じで、フィンチリー校とアクトン校を合わせて80名程度が通っている。

加藤事務局長によれば、家庭で日本語を教えている両親も多いが、家庭内だけで日本語を話し、聞く子供（現地校に通っている子供）と、幼稚園でも日本語を話し、聞く子供（全日制に通っている子供）では、日本語の発達のしかたが異なるという。土曜幼児教室に通う子供は、日本語を話せたとしても、読み書きが苦手なことが多い。日本語の本が読めず、英語の本ばかり読んでいたりする。また、兄弟では英語で話している、両親とは日本語で話している子供もいるという。

一方で、土曜幼児教室に通う子供の間にも、それぞれの背景によって日本語能力に差があるが、使用する教材を変えるなど特別な支援はしていない。土曜幼児教室の時間は、原則英語は使わないようにしているが、どうしても必要な場合は英語で説明を補足している。

両親とも日本人で現地校に通っている子供にとっては、同じ年代の友達と日本語で話すことができる機会になっている。一方、父母どちらかが日本人で現地校に通っている子供は、家庭でも英語を話している場合が多い。土曜幼児教室には日本人の親の希望で来ていることが多く、必要性を感じないからか、あまりモチベーションは高くないようだという。

## 第2節 ロンドン日本人学校

日本人学校とは、国内の小学校、中学校又は高等学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする、全日制の教育施設である。令和4年4月15日現在では、世界49か国・1地域に94校が設置されており、約1万4千人が学んでいる。日本人学校は、文部科学大臣から、国内の小学校、中学校、若しくは高等学校と同等の教育課程を有する旨の認定を受けており、日本人学校中学部卒業者は日本の高等学校の入学資格を有し、高等部卒業者は日本の大学の入学資格を有する。教育課程は、原則として日本の学習指導要領に基づき、教科書も日本で使用されているものが用いられている。

取材で訪れたロンドン日本人学校は、英国では文部科学省に認定された唯一の日本人学校である。森下理香教頭に聞き取りを行った内容を報告する。

### 1 児童生徒について

282名の生徒のうち、249名（約9割）が、日本人学校があるイーリング地区から通っている。子供が日本人学校に通いやすい地区の住居を選ぶ家庭が多いといえる。

3年から5年英国に駐在し日本に帰国する家庭が多く、日本の教育を途切れなくやってほしい、一定のきちんとした学力をつけてほしいというニーズで日本人学校を選んでいると考

えられる。入学（転入）前は、日本からの赴任、日系幼稚園からの進学、現地校から小学部への転入が多いという。

表4 児童・生徒の在籍数（令和4年4月15日現在）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
男子	22	20	18	25	19	15	20	14	14	167
女子	10	11	11	12	14	17	8	14	18	115
計	32	31	29	37	33	32	28	28	32	282
学級	2	2	2	2	2	2	1	2	2	17

出典：令和4年度学校要録

## 2 教職員について

教員は文部科学省から派遣されており、英語講師は、英国現地で採用されている。

表5 教職員の人数（令和4年4月15日現在）

校長	教頭	小学部	中学部	英語講師	養護	図書館	事務局
1	1	15	8	4	1	1	4

出典：令和4年度学校要録

教職員向けに、毎月研修を実施している。Ofsted に関する研修が年度当初に行われる他、英国の教育スタンダードに関するものや、コロナ禍ではオンラインで授業をしていたことから、より有効なオンラインツールの使い方に関するものなどがある。

森下教頭によれば、日本人学校の教職員には次の能力が求められるという。第1に、英国のシステムに関する知識、第2に、新しい視点・概念を消化する力、第3に柔軟な対応力である。在外教育施設は、日本と同じようにやっていけばよいところもあるものの、多くはその国の法律に則ってやらなければならない。英国では、Ofsted の監査など、英国のシステムに関する知識が必要である。また、例えば、PSHE（後述）の考え方など、日本のやり方とは異なる新しい視点・概念を理解し、自分のなかで消化して教育実践につなげられる能力も必要である。さらに、少人数で、日本より授業時間が多いことや、教員が限られているため、時には小学校教員が中学生を教えたり、中学校教員が小学生を教えたりする場面もあるなど、イレギュラーなことへの対応力も求められるという。

## 3 初期適応支援

森下教頭いわく、日本人学校は「一歩入れば日本」である。日本の教育を途切れずに受け

させるため、日本と変わらない教育のための場所であり、「外国への」適応に悩んでいる児童生徒は見られない。日本人学校に通う子供が学習に課題を抱えたとしても、それは日本国内でも抱えたであろう課題だといえるという。また、年間を通じて転出入があり、9割以上が転入生であること、少人数制であることから、受け入れの体制も整っているという。

特別な支援としては、英語の補習授業がある。日本と同じ内容に加えて、小学校1年生から週3時間の英語の授業があり、特に中学校の英語のレベルが高いことから、日本から来た生徒を対象に開いている。また、英会話の先生との個別懇談により、英語能力の向上に関する相談にも乗っているという。

日本に帰国するときも、進度が日本よりも早く、学習の面ではスムーズに着地できるという。一方で、日本では体験入学の受け入れについて自治体によっては校長に裁量があり、体験入学が叶わないことがあるという。受け入れる側の体制整備の課題がうかがえた。

#### 4 教育の特色

##### (1) PSHE の実践

ロンドン日本人学校では、PSHE の教育を取り入れている。PSHE とは、英国の総合的な学習領域の1つで、「Personal (個人)」「Social (社会)」「Health (健康)」「Economic (経済)」の頭文字をとった略称である。具体的には、表に示す内容が含まれる。

表6 PSHE の教育の各領域における具体的な内容

Personal (個人)	安全のリスク管理 (オンライン・オフライン)、成長と変化
Social (社会)	人間関係、いじめ、差別、虐待、ハラスメントへの対処 デジタルリテラシー、コミュニティと責任
Health (健康)	身体の健康、メンタルヘルス、性教育
Economic (経済)	経済的幸福、キャリア

出典：PSHE Association<sup>vii</sup>を参照のうえ筆者作成

表は、各領域に該当すると思われた内容を便宜上当てはめて作成したが、実際には、それぞれの内容が領域を横断しているといえる。ロンドン日本人学校でも、PSHE のための授業を設けているというわけではなく、日本の教育指導要領と合致する部分（多くは道徳、性教育に関しては保健、ジェンダーに関しては家庭科、その他にも社会、図工など）を「クロス・カリキュラム」として、網羅的に取り入れているという。ほとんどは日本の教育指導要領でカバーされるが、カバーできない一部（宗教、英国の社会・文化・歴史を英語で学ぶなど）については、総合や英語の授業、現地校との交流でカバーしている。



PSHE にかかる授業で生徒が作成した掲示物

## (2) 現地校交流

ロンドン日本人学校では、学年によって異なる相手校との交流会を、相手校に行くもの、相手校を迎え入れるものを相互に、年2回実施している。恒常的に行っているものではないものの、丸1日他の学校に行って一緒に過ごす、丸1日他の学校の生徒に来てもらって一緒に過ごすことで、理屈抜きにバリアを取り去るような体験になっているという。

スペイン人学校やギリシャ人学校との交流では、お互いに英語が第1言語ではないが、言葉よりも積極的に関わろうとする姿勢が重要であるということを知っているという。また、相手校を迎え入れるときの内容は、高学年以上であれば生徒が企画することで、「これは難しいのではないかな」など、相手の立場に立って物事を考える機会にもなっている。具体的には、日本の紹介や「ミニ運動会」などの企画がある。現地校交流は、準備、当日ともに、英会話の時間や総合的な学習の時間に実施することが多いが、始業時間前や昼休みにも生徒が自発的に準備に取り組む様子がよく見られるという。

また、コロナ禍で交流が断絶してしまった学校もあったが、それを機に昨年、中学校はロンドン大学東洋日本文化研究院とオンラインで交流を行った。大学を卒業したがやはり日本に関心があり改めて研究院に入った学生など、多様な学生がいることで、キャリア教育にもつながったと考えているようだ。

## (3) 行事等

小中一貫校として、小中合同での運動会（7月）・文化祭（9月・10月）が2大行事として開催されている。小学6年生、中学3年生がリーダーとなり、小学6年生が中学生をリードする場面も見られるのが特徴的だという。文化祭では、歌と劇をしている。コロナ禍でオンライン配信をしたところ、日本にいる祖父母などからも見てもらえた。英国の教育指導要領における「drama」の取り組みと同じように、演者としてだけでなく、監督や照明なども含む「表現すること」を学ぶ機会になっているという。

## 5 保護者（家庭）の役割

ロンドン日本人学校では、「保護者の会」が「生活のお役立ち情報」を作成し、転入家庭にも共有しているという。また、保護者は、子供の進路に関して熱心で、定期的に一時帰国し

たりしながら情報収集をしているようだ。

学校としても、日本人学校に通うのであれば日本国内での転校とさほど変わらないものの、新しい環境に慣れるという意味で、家庭でのフォローも欠かせないと考えているといい、外国に行く、日本に帰国するにあたっての情報収集、計画的な準備も重要だという。その他、日本と比較して不平や不満もあるかもしれないが、外国にいることを前向きに捉えられる姿勢が家族にあると、子供にもよい影響があるのではないかと考えている。

### 第3節 ロンドン補習授業校

補習授業校は、現地の学校やインターナショナルスクール等に通学している日本人の子供に対し、土曜日や放課後などを利用して国内の小学校又は中学校の国語を中心とした一部の教科について、日本語で授業を行う教育施設である。令和4年4月15日現在では、世界54か国・1地域に230校が設置されており、約1万9千人が学んでいる。国語を中心に、施設によって算数（数学）、理科、社会などを加えた授業が、国内で使用されている教科書を用いて行われている。

英国にはロンドン補習授業校の他にも6校の補習授業校があるが、文部科学省から教員が派遣されているのはロンドン補習授業校だけで、その他は保護者等により運営されている。ロンドン補習授業校には、アクトン、ブレント、クロイドンの3校舎を合わせて約1,100人の生徒が通っており、国語の授業のみを行っている。取材では、ロンドン日本人学校と同じ校舎を使って運営されているアクトン校を訪問し、中村清忠校長に聞き取りを行った。中村校長の言葉を借りると、補習授業校は「国語学習をする」ところであり、「日本語を教える」語学学校とは異なる。



ロンドン日本人学校と同じ校舎で運営されるロンドン補習授業校（アクトン校）

#### 1 児童生徒について

補習授業校に通う児童生徒の家庭は、かつてはほぼ100%が3年から5年程度の滞在だったが、現在では50～60%程度に収まっているという。その他は、より長期の滞在者、父母どちらかが日本人の家庭（母が日本人の家庭が多い）などがある。

滞在員（保護者）の若年層化が進み、その影響か、小学校低学年（1年生から3年生）が多い。また、受験を控えている子供は全日制の日本人学校に通う傾向があるようだという。



ただし、学校の運営に生かすものでもないため、滞在年数や子供のルーツなどを詳しくは調査していないという。

## 2 入学時の試験に関連して

日本では、小学1年生が年間306コマ、小学2年生が年間315コマの国語の授業があり、これは1日2コマ近く国語の授業があるということを意味する。一方、補習授業校は年間120コマ（40日間・1日3コマ）で教科書を終わらせる必要があるため、単純に計算すると、3倍程度のスピードで授業を進めていることになる。

表7 日本の小学校の国語の授業時数

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
306	315	245	245	175	175

出典：学校教育法施行規則別表第1（第51条関係）

入学を希望する場合は、面接で年次の教科書を音読してもらおう。授業についてこれないと判断された場合には入学を保留とし、教科書を読める程度まで家庭で特訓してもらい、数か月後に改めて試験を受けてもらうよう案内している。

試験の結果（能力）に応じてクラスを分けることはないが、能力に応じて学年を下げて入学することも認めている。ただし、学年を下げて入学した場合には、たとえ能力が伸びたとしても、途中で本来の学年に移ることはできない。慎重な判断が必要であり、家庭で本来の学年相応の能力を身につけてからの入学を勧めているという。

## 3 子供の学習のモチベーション

日本に帰国する予定がある子供は、帰国後の必要性を理解しているためモチベーションが高く、補習授業校だけでは足りないと感じている生徒もいるという。一方で、長期滞在を予定している子供は、モチベーションが低い傾向がある。

例えば、父母どちらかが日本人で、日本人の親の希望で補習授業校に通っている子供は、家庭では英語やその他の言語を話し、平日学校では英語を話していることが多い。このような場合、子供は日本語を学ぶ必要性を感じないと推測できる。その他にも、父母の母語がどちらも英語ではなくても、英語が共通の言語として話されている家庭があったり、英語は苦手でフランス語を話す子供がいたりする。子供の背景は実に様々で、モチベーションはその背景に左右されているといえる。

しかし、補習授業校に通っているときには高いモチベーションはなくても、大学で日本語を専攻する、日本に留学する、日系企業で働く、日本で働くなど、大人になってから自分のルーツに改めて関心を持ったり、補習授業校での学びを生かしたりする卒業生も多いという。

#### 4 家庭（保護者）の役割

現地校やインターナショナルスクールに通わせ、補習授業校に通わせる家庭では、せっかく英国に滞在するのであれば、英語を話せるようになってほしいという希望が大きいのだと推察される。たしかに子供は耳がよく、聞いたまま発音できるようになることが多い。しかし、中村校長によれば、日本では、小学校低学年は国語（日本語）の力を固める重要な時期でもあり、土台ができていないまま日本に帰国して国語を学び始めるのでは、難しく感じるのではないかという。保護者は、そのような帰国後の適応のことを理解し、受験や進路についても熟考したうえで、子供にどのような教育を受けさせるかを選択する責任があり、現地校やインターナショナルスクールに通わせるのであれば、家庭学習などでフォローする必要があるといえる。また、ロンドン補習授業校では、国語の授業のみを行っているため、特に国によって内容が大きく異なる社会は、家庭で勉強したり、塾に通ったりするなど、自分で学習を進めておく必要がある。

学習したことを定着させるには、補習授業校に通っている生徒は、土曜日、午前中の授業が終わったあつとすぐ、土曜日の午後か、日曜日の午前に復習するのが望ましいと考えているという。保護者会においても、エビングハウスの忘却曲線の話を取り上げて学習のフォローを呼びかける予定だと、模造紙で作成された説明資料を見せてもらった。また、保護者会への入会が入学の条件であるなど、学校の運営においても保護者の協力が欠かせないといひ、授業の間、保護者が当番制で駐車場や校庭などで見守りを実施しているという。

#### 5 帰国する児童生徒の日本での受け入れ

特に全日制の日本人学校に通っていれば、日本語の能力や学習について課題を抱えることは少ないと考えられるとはいへ、中村校長によれば、日本に帰国した子供は「小さくなってしまふ」といひ。日本はいまだに「鎖国状態」で、子供にも、帰国子女を認めないような「出る杭は打たれる」雰囲気がある。海外にいた子供はその土地のことや文化を知っているなど、大きな財産を持っているが、そのような話をするると自慢として捉えられ、受け入れてもらえず、黙り込んでしまふ。帰国子女が多い環境であれば、そのような悩みを抱えることは少ないため、帰国後にもインターナショナルスクール等に通う子供も多いのだといひ。

中村校長からは、もちろん、そのような雰囲気を変えるには社会全体が変わる必要があり、長い時間がかかるといひが、まずは行政が財産を還元できるような機会を積極的につくるとよいのではないかと提案があつた。また、子供だけに限らず、大人にもそのような機会が少なく感じているといひ、中村校長自身もマレーシアの日本人学校で4年間校長として勤務し、校長として日本に帰国したが、周りから関心を持たれることはなく、経験を還元できる機会がなかつたそうだ。

#### 第4節 International School of London

最後に、現地校である International School of London（以下、ISLといひ。）の取材について報告する。ISLは、ロンドンでも最も歴史のあるインターナショナルスクールの1つで、令和4年11月22日現在、51か国、419人の生徒が通っている。生徒数は流動的だが、国籍

別では、英国（59人）に次いで2番目に日本（56人）が多い。ただし、あくまでも国籍別での内訳であり、実際の生徒のルーツはより様々である。

表8 国籍別生徒在籍数（令和4年11月22日現在）

英国	59	日本	56	アメリカ	40
イタリア	24	ブラジル	20	フランス	17
カナダ	16	オランダ	15	ロシア	15
スペイン	13	エジプト	12	イスラエル	12
インド	8	トルコ	8	フィンランド	6
メキシコ	6	アルゼンチン	5	オーストラリア	5
ベルギー	5	中国	5	ギリシャ	5
レバノン	5	ナイジェリア	5	アルジェリア	4
デンマーク	4	パキスタン	4	スイス	4
ドイツ	3	アイルランド	3	オマーン	3
ポルトガル	3	アゼルバイジャン	2	インドネシア	2
マレーシア	2	ポーランド	2	シンガポール	2
スロベニア	2	シリア	2	アラブ首長国連邦	2
ウクライナ	2	ブルガリア	1	コロンビア	1
ギニア	1	ハンガリー	1	ニュージーランド	1
ノルウェー	1	セルビア	1	南アフリカ	1
ウズベキスタン	1	バヌアツ	1	ベネズエラ	1
合計（人）				419	

出典：ISLからの情報提供をもとに筆者作成

取材では、ISLの特徴的なプログラムである「Mother Tongue Program（母語プログラム）」の授業を見学するとともに、教育の実践や生徒の適応について聞き取りを行った。

### 1 母語プログラム

このプログラムは、生徒それぞれの母語の授業を、プライマリースクール（3、4歳～11歳）では週3コマ（火曜・水曜・木曜）、セカンダリースクール（11歳～17、18歳）では週2コマ（火曜・木曜）行っているものである。カリキュラムのなかで、英語と母語を結び付け、母語を維持するのに十分な時間を確保しているという。

驚いたのは、話者が1人しかいなくても、その生徒を教えるために先生が雇用されている

ということだった。例えば、ハンガリー人の生徒は1人しかいないが、その子を教えるためにハンガリー語の先生を雇っているという。

授業は、教育指導要領に目標が定められていて、英語で授業を行っているのと同じような内容を、母語でも行うのだという。具体的には、取材時には、物語を書く単元 (narrative unit) に取り組んでいたが、行事で披露する『くるみ割り人形』を主題とした劇のオリジナルストーリーを、生徒が英語と母語で書いていた。



母語プログラムで作成された様々な言語の詩の掲示物

取材を通じて、母語でできるようになれば英語でも上達しやすいというように、言語が異なっても根底にある力は共通しており、組み合わせることで相乗効果が期待できるという考え方 (transfer of the skills between languages) が強調されていた。

日本語の母語プログラムでは、日本で使われている教科書を使うこともある。教科書は、ロンドン補習授業校で使っているものと重複しない出版社のものを選んでいく。日本語の先生によれば、ISL では母語プログラムがあるとはいえ、それでは不足するため、補習授業校に通ったり、塾に通ったりしている生徒が多いという。特に、受験を控えている高学年の生徒の多くは、塾に通っているという。

## 2 日本人児童生徒について

日本語の先生によれば、一部、別の国に移る家庭や、英国で生まれ育った生徒もいるものの、駐在で3～5年英国に滞在して日本に帰国する家庭がほとんどだという。「英語を話せるようになってほしい」「異文化に対する考え方を養ってほしい」という希望は、日本人以外の保護者にも共通しているが、日本人の保護者からは「子供がシャイなので、もっと自信をつけてほしい」「もっと外向的になってほしい」という希望もよく聞かれるという。

そのような保護者の意向で入学した生徒は特に「英語がわからない」「授業についていけない」「思うように気持ちを伝えられない」など、悩みを抱えやすい。英語の授業がわかるようになるまでは、少なくとも半年は要するといい、「わかるようになりたい」というモチベーシ

ョンが高い生徒や、積極的、外向的な性格の生徒は伸びが早いですが、内気で周りと関わるのが苦手な生徒や、「わからない」「わからなくてもいい」とシャットアウトしてしまう生徒はなかなか伸びないという。

日本語の先生が相談を受けることもあるが、ISLは日本人の生徒が多く、同じような境遇で気持ちを理解できることから、生徒同士でサポートし合う雰囲気があるようだ。「バディ・システム」という、原則として同じ言語を話す生徒がペアになり、入学後のサポートを行う仕組みもある。

また、母語プログラムが、「わからない」「つらい」という気持ちを和らげる時間としても機能しているという。英語の授業ではあまり話せなくても、母語プログラムの時間はのびのびと過ごせている生徒も見られる。クラス担任と言語担任は密接に連携しており、生徒がどのような状況かを共有しているという。



日本語の授業が行われる教室にあった日本語図書

### 3 初期適応支援

#### (1) 言語

ISLでは、英語を「公用語 (the working language)」としながらも、すべての言語が平等に扱われている。英国には、現状言語政策 (教育) の方針はないが、ISLは独自に方針を定めており<sup>viii</sup>、生徒の母語を尊重することが、生徒のアイデンティティの尊重という意味ではもちろん、生徒の力を伸ばすうえでも重要だと考えられている。まずは生徒が、よく見えてもらっている、話を聞いてもらっていると感じ、コミュニティの一員だと感じられることが、初期適応の支援では重要であり、それが勉強しようという意欲にもつながるのだという。

英語の授業でも英語以外の言語を話しても問題ないといい、授業でディスカッションや会話をしているとき、英語を話すのが難しい生徒は、自身の母語で話し、母語で質問に答えることができる。具体的には、Google 翻訳を使用して、母語で話した内容が英語で翻訳されて全体に共有されたり、先生が話したことが母語の字幕で表示される同時翻訳アプリが活用されたりしている。また、教科担任とは別に 1 人サポートの先生をつけて授業を受けてもらうこともある。この先生はサポートに慣れていて「やさしい英語」で生徒に寄り添っているという。

*All languages and language varieties are equally valued and worthy of respect.*

*Languages are a resource.*

*Languages play a central role in the construction of our identities.*

*All teachers are language teachers.*

*English is the working language of the school.*

出典：ISL Language Policy 2021-2023

## (2) 日本語の先生の役割

英国では9月に学校が始まるため、日本の学校では同じ学年でも、生まれた時期によって2つの学年に振り分けられてしまう。日本での受験を控えている場合、履修したグレードが不足していると受験資格がない学校もある。そのような場合、帰国時に支障がないように9月以降に生まれた生徒を1学年上げて取り扱うこと（Japanese Program）もあり、そのサポートを日本語の先生が行っているという。そのような取り扱いをしないと、生徒はISLを退学し、日本人学校に入り直して数か月過ごすなどしないと受験資格を得られない。Japanese Programがあることで、生徒は最後までISLで学ぶことができる。

また、日本人の駐在は4月に始まることが多い。ISLには年間を通じて生徒の出入りがあるものの、4月は学年の終わりに近いため、学校に慣れるのが難しいことがあるという。そのようなサポートも日本語の先生が行っている。

## 4 多文化共生意識の醸成

ISLは、生徒はもちろん、母語プログラムの先生、教科の先生も様々な文化的背景を持っていて、生徒は様々な訛りの英語で授業を受けている。

もちろん、異なる文化的背景があれば、政治的見解や宗教が異なる可能性が高いが、生徒同士がそれで衝突することはほとんどないという。生徒も保護者も、様々な背景の人がいて、様々な見解を持っていることを理解しているし、生徒たちは同じ教室にいるため、友達になる。ごく稀に衝突が発生したときは、すべての人の視点が尊重されなければならないことを理解させる必要があり、それこそがISLの精神なのだという。

また、言語を表すときに国旗を使わない（スペイン語を表すときにスペインの国旗を使わない）など配慮も行き届いており、生徒はそれぞれの文化にアイデンティティを持ちながらも、極端な愛国心や、他の文化に対するステレオタイプを持っていない傾向がある。

また、英語だけではなく、さらに新しい言語も学びたいという生徒もいる。生徒にどの言語を学びたいか聞くと「日本語」と答える生徒が多いといい、その理由は、ISLには日本人生徒が多く、日本人の友達がいるからということだ。様々なルーツを持つ生徒や先生がいる環境が、生徒の学習のモチベーションにもつながるのかもしれない。

## 5 保護者（家庭）との関わり

ISL では、学校の外でも生徒がどのように過ごしているのか理解に努めるため、家族との交流も大切にしている。夫の駐在で英国に来る母親は、大抵初めてのことで、子供のことをずっと心配している。週1回保護者向けに開いている英語教室では、まず子供について話をする。無料で誰でも参加でき、保護者同士が友達になれる場でもある。

保護者コミュニティはかなり活動的で、PTA では、様々な国・地域のフードフェスティバル、クイズ大会、ロンドンを散歩するイベントを開催するなどしている。そのようなイベントで、保護者同士が情報交換できているという。

また、母文化教育の一環として生徒が企画するイベントには、保護者も招待される。日本人生徒は毎年「桜まつり」を開催している。取材日には、体育館で「アラビアンデー」開催のための準備をしており、アラブ系の生徒が歌の練習をしていた。

また、ISL では、家庭では、生徒の母語を話すよう勧めているという。学校では英語を使うため、生徒の英語能力は非常に急速に発達する。ISL では、英語と母語を結びつけるプログラムを行い、母語教育に多くの時間を割いているものの、家庭で母語を話さなければ、母語を少しずつ忘れてしまう可能性があるという。



休み時間に校庭で遊ぶ ISL の生徒たち

### 第3章 外国にルーツを持つ児童生徒にかかる今後の展望

本章では、調査から得た学びを総括し、外国にルーツを持つ児童生徒に対する初期適応と学習の支援への提言を行いたい。

#### 第1節 初期適応支援

##### 1 帰国子女への支援

英国前田学園とロンドン日本人学校では、日本と同じ教育を受けることが保障されていることがわかった。したがって、日本人学校等に通っていた帰国子女に対しては、学習の初期適応には特別な支援は必要ないと考えられる。一方で、英語教育に力を入れていたり、現地校交流などの英国の要素が取り入れられていたり、日本と同じようでありながら、日本とは少し違う、豊かな教育を受けていることもわかった。しかし、ロンドン補習授業校の中村校長から帰国子女が帰国後「小さくなってしまふ」という指摘があったように、現状、同じような背景を持つ生徒が少ない環境にあっては、そのような経験を話したり、生かしたりすることができていない子供がいることもうかがえた。学習指導要領にも「海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする」とあるとおり、まずは学校において、教員や支援者が、その子供がどのような経験をしてきたのか耳を傾けることが重要である。また、在外教育施設等から、帰国後に通う学校等への児童生徒にかかる申し送りも効果的だと考えられる。

令和4年6月には、在外教育施設における教育の振興に関する法律が施行された。同法では、在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進が図られるよう、在外教育施設において日本の魅力の増進に資する活動の促進、その他の必要な施策を講ずるものと定められている。今後、在外教育施設においてより一層国内とは異なる活動を推し進めるのであれば、同時に、帰国子女がその活動での経験を生かす機会の創出の促進も求められるだろう。

一方、現地校やインターナショナルスクールに通っている児童生徒は、補習授業校や塾、家庭での学習などで、帰国後の適応のために各々が努力していることもうかがえた。しかし、在外教育施設等、日系の教育機関に通う児童生徒と比較して日本語に触れる時間が少なくなるため日本語の発達が遅れる可能性があり、特に教科学習に必要な「学習言語」の習得に課題があることがわかった。在外教育施設における教育の振興に関する法律では、海外から帰国し、日本語に通じない児童生徒に対する支援の一層の充実のための方策については検討を加えることとして、課題として残された。帰国後を見据えた切れ目ない支援のため、速やかな検討と必要な措置が求められる。

##### 2 外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒には、帰国子女以上の支援が求められることは言うまでもない。

ISLでは「よく見てもらえている、話を聞いてもらえていると感じられること」が、児童生徒の初期適応に重要であると指摘された。日本語に通じない外国人児童生徒が「よく見てもらえている、話を聞いてもらえていると感じられる」には、やさしい日本語や母語での支援



が必要となるだろう。調査では、英国前田学園の土曜幼児教室、ロンドン補習授業校、ISLの母語プログラムが、「外国」にいる日本人の児童生徒が自由に日本語で話すことができる、いわば「居場所」として機能していることがわかった。このことから、対応できる限りは母語で寄り添うことが、外国人児童生徒が自身を「コミュニティの一員」と感じるための第1歩となると考えられる。

また、保護者の意向で土曜幼児教室や補習授業校に通っている子供が、日本語を学ぶ必要性を感じておらずモチベーションが低い傾向にあること、「わからなくてもいい」と感じてしまった児童生徒が伸びにくくなることなど、必要性を認識し、前向きに学習することの重要性についての指摘が、取材先で共通していた。このことを踏まえると、外国人児童生徒や保護者に対して、日本で暮らし続ける予定があるのかを含め、将来設計について初期に丁寧に聞き取りを行い、学習支援の計画に生かすことが重要だといえる。

## 第2節 日本語学習支援

学校での日本語指導の方法は、主に、通常の教育課程により指導を行いながら、①日本語指導の担当教員や母語支援者が児童生徒のそばに付き添い学習を支援する「入り込み」によるもの、②担任・教科担当など授業を行う者が配慮するものと、③「特別の教育課程」による「取り出し」によるものに分けられる。「特別の教育課程」とは、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、通常の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う方法である。

表9 日本語指導における「特別の教育課程」の指導時間別児童生徒数（令和3年度）

	小学校	中学校	合計	構成比
～月1単位	802	295	1,097	2.9%
月1単位～月2単位	1,264	578	1,842	4.9%
月2単位～月3単位	958	247	1,205	3.2%
月3単位～週1単位	1,282	396	1,678	4.4%
週1単位～週2単位	6,110	2,100	8,210	21.7%
週2単位～週3単位	5,541	1,790	7,331	19.3%
週3単位～週4単位	3,387	856	4,243	11.2%
週4単位～週5単位	2,684	1,159	3,843	10.1%
週5単位～週6単位	2,498	500	2,998	7.9%
週6単位～週7単位	796	239	1,035	2.7%
週7単位～週8単位	515	302	817	2.2%
週8単位～週9単位	965	320	1,285	3.4%
週9単位～	1,794	514	2,308	6.1%
合計	28,596	9,296	37,892	100.0%

出典：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査から筆者作成

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査は、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒について、表9に示すような単位時間別の児童生徒数その他により明らかにしている。しかし、この結果からは、指導を受けている児童生徒がどの程度の日本語能力があるのか、能力別に見たときに「特別の教育課程」がどの程度行われているのか、学校以外において日本語学習支援を受けているのか、それはどのような内容で、どの程度行われているのかなど、具体的な支援の実態を読み取ることはできない。

ISLでは、英語を「公用語」としながらも、英語がわからなくても「取り出し」で支援を行うのではなく、ICTツールの活用や加配教員の付き添いにより、母語で授業に参加することを実現していた。日本でも、加配教員が付き添う「入り込み」による学習支援は一部で行われているが、ICT活用による学習支援の事例調査や、その実現可能性についての検討が進められたいと考える。

また、学習指導要領には、「日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。(中略)日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする」とある。たしかに、外国にルーツを持つ児童生徒の背景は様々であり、指導内容や目安時間のガイドラインを作成することは現実的ではない。とはいえ、外国にルーツを持つ児童生徒が増加すれば、受け入れる学校の数も増加すると考えられる。外国にルーツを持つ児童生徒を初めて受け入れる学校が「個々の児童の実態に応じた」指導を行うためには、困難が伴うことが想像に難くない。

したがって、これまでも実施されてきた量的調査と併せて、どのような支援が行われているのか、個別具体的な質的調査を行うことにより、指導内容や指導方法をある程度体系化し、示すことが求められるのではないかと考える。

また、表9からは、「特別の教育課程」での指導を受けている児童生徒の過半数(56.4%)は、週3コマ未満の単位時間数であることがわかる。一方、ロンドン補習授業校での国語の補習授業が週3コマ、ISLでのプライマリースクールにおける母語プログラムが週3コマであったが、それでも帰国後の適応や受験のためには不足しているという指摘があった。もちろん、表9の児童生徒の日本語能力がわからず、個々の背景が異なること、「特別の教育課程」以外の時間は通常の教育課程により日本語の授業を受けていると思われること、学校以外において支援を受けている可能性などから、単純に比較できるものではない。しかし、これらの指摘を鑑みると、支援の有無だけではなく、十分な支援が行われているのかを調査し、十分でないのであればその原因を明らかにして、解決のための措置を講ずる必要があるといえるだろう。

### 第3節 支援にかかる課題

#### 1 多文化共生意識の醸成

外国にルーツを持つ児童生徒を受け入れるにあたり、学校では、他の児童生徒に対しても他の人との違いを認め合う姿勢を育むことが重要である。たとえ初期適応や学習の面での支援体制を整えたとしても、他の児童生徒が支援の合理性について理解し、言語や文化の違い

を受け入れなければ、「コミュニティの一員」だとは感じられない。

学校における国際理解教育・多文化共生の意識の醸成は、総合的な学習や道徳の時間で取り組まれている。しかし、これまで行われてきた、地域の外国人住民による講演を聞く、外国の料理をつくるといった取り組みは単発的なものにとどまっており、指導内容や指導方法が体系化されておらず、子供の意識の醸成のためには十分ではないと考えられる。

英国前田学園の加藤事務局長は「学校で教えるだけ（中略）では十分ではない。家庭の役割も重要だし、社会全体で教える必要がある」と述べており、ロンドン補習授業校の中村校長は「多文化共生意識の醸成は教室のなかだけでできることではなく、ルーツの異なる人と友達になることが最も効果的だ」と述べていた。また、ISL では、日本人の友達がいることで、日本語を学びたいという生徒が多いということだった。

これらのことから、英国前田学園やロンドン日本人学校が取り入れている現地校交流の取り組みは、日本における国際理解教育にも参考にできるものだといえる。とはいえ、外国人学校がある自治体は限られており、同じような取り組みをすぐには実施することは難しい。したがって、はじめに外国人学校がある集住地域での取り組みを推進し、モデル事業として全国に還元することや、ICT の活用による地域を越えた取り組みが考えられる。

## 2 支援体制の整備

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査では、特別の配慮に基づく指導を行っていない理由として、人材の不足が挙げられている。具体的には、「担当教員がない」「日本語指導を行う人材や予算に限界がある」「専門性の高い人材を確保することが難しい」というものである。

文部科学省も、外国人児童生徒の指導にあたっては、通常の教科等の指導とともに、適応指導や日本語指導を行うことができるよう、教員の専門性・指導力の向上が求められるとし、都道府県や市区町村において、それぞれ研修の充実を図ることを求めている。また、「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」により、指導・支援体制の構築を図る取り組みを補助している。

一方、「特別の教育課程」による日本語指導の担当教員は、教員免許を有するもの（常勤・非常勤講師を含む）とし、教員免許状を有していない場合は、主たる指導者とともに補助者として日本語指導を行うこととされている<sup>ix</sup>。これは、「特別の教育課程」による日本語指導が、日本語の能力に応じた特別の指導を教育課程に位置付けて行うものだからである。しかし、ロンドン補習授業校の中村校長から日本語を教えることと国語教育は異なると指摘があったように、教員免許を有していても、日本語指導にかかる専門性を有しているとはいえない。

今後、国が外国人材の受入れを推進すれば、外国にルーツを持つ児童生徒も増加することが予測できる一方、教員採用試験の受験者は、教員の長時間労働が問題となるなか、減少傾向に歯止めがかからない。このような背景から、教員免許を有する教員に限らず、より多様な支援者が主たる指導者として適応指導や日本語指導に携わることができるよう、柔軟な措置を検討する必要があるだろう。その検討にあたっては、ISL の母語プログラムの教員の要件

が、それぞれの出身国等で教育、語学、または文学の学位を取得していることであり、英国の国家資格は必要ないということが参考にできる。もちろん、国やそれぞれの自治体において、支援者を確保するための予算の確保も不可欠である。

また、ロンドン補習授業校の中村校長は、かつてマレーシアの日本人学校にも派遣されていたが、帰国後、派遣教員としての経験を生かすことはなかったという。文部科学省では「帰国教師ネットワーク構築事業」を実施し、在外教育施設に派遣された教員の経験を国内へ還元できるよう取り組みを進めているが、より一層事業を推進し、適応指導や日本語指導にかかる支援者として、さらには、国際理解教育にかかる指導者として、派遣教員の経験が生かされることが期待される。

おわりに

本稿では、令和4年度海外事務所研修において実施したロンドンの在留邦人の教育にかかる事例調査を参考として、外国にルーツを持つ児童生徒に対する初期適応支援と日本語学習支援について提言を行った。

研修を通して最も印象的だったのは、ISLで感じた「マイノリティがいない環境」である。生徒の背景は様々で、考え方に違いがあったとしても、当たり前のように互いを尊重し、友達になっていた。それは、ISLの教育の実践の賜物であり、同時に、英国、特にロンドンには様々な背景の人が混在しており、社会全体で多文化共生の意識が醸成されているからだとも思われた。

ISLで国籍別の児童生徒数を聞いたとき、日本人の特殊性を指摘された。ISLに通うほとんどの日本国籍の児童生徒は、日本人の両親がいて、日本で生まれ育ち、日本語を話す。しかし、他の国籍の児童生徒は、同じ国籍でも背景が様々で、「日本人」のようにわかりやすく説明できないのだという。この指摘から、日本では「日本人」がマジョリティであり、日本人以外を「外国人」として、背景や考え方が異なる人を区別しているのだと、認識を改めることとなった。

日本にはこのような特性があり、多文化共生社会の実現には時間を要するだろう。それでも、すべての人がその背景にかかわらず尊重されなければならないのは言うまでもない。本稿で報告した事例が、多文化共生施策の立案や推進の参考となれば幸いである。最後に、すべての子供が、そのルーツや、暮らす地域に関わらずに学びを保障され、いきいきと成長できる社会になることを願って、本稿を終える。

## 参考資料

---

- i 文部科学省 | 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm)
- ii 外務省 | 海外在留邦人数調査統計（令和4年度版）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>
- iii The Migration Observatory | BRIEFING Migrants in the UK: An Overview  
<https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/migrants-in-the-uk-an-overview/>
- Office for National Statistics | Population of the UK by country of birth and nationality: year ending June 2021  
<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/bulletins/ukpopulationbycountryofbirthandnationality/yearendingjune2021>
- iv 文部科学省 | 外国人の子供の就学状況等調査  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm)
- v 出入国在留管理庁 | 外国人との共生社会の実現のための有識者会議（第3回）  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri15\\_00006.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri15_00006.html)
- vi The Department for Education | Guidance for people who work in early years  
<https://help-for-early-years-providers.education.gov.uk/>
- vii PSHE Association  
<https://pshe-association.org.uk/>
- viii International School of London | ISL Language Policy 2021-2023  
[https://resources.finalseite.net/images/v1638354563/islschoolsorg/d2nk6ztxdbt9ufdofmln/LanguagePolicy\\_Sep2021\\_1.pdf](https://resources.finalseite.net/images/v1638354563/islschoolsorg/d2nk6ztxdbt9ufdofmln/LanguagePolicy_Sep2021_1.pdf)
- ix 文部科学省 | 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)